

平成 31 年 1 月 16 日
都市局公園緑地・景観課

奈良県明日香村をめぐる現状・課題と対応方針について意見交換します ～第 2 回明日香村小委員会の開催～

国土交通省は、1 月 21 日（月）、下記のとおり第 2 回明日香村小委員会を開催します。平成 32 年度以降の明日香村の歴史的風土の保存及び生活環境の整備等のあり方を検討しており、明日香村をめぐる現状・課題と対応方針について意見交換します。

奈良県明日香村においては、明日香法※に基づき、これまで 10 年ごとに、国が明日香村整備基本方針を定め、同方針に基づき奈良県が明日香村整備計画を作成してきたところです。

現行の第 4 次整備計画は平成 22～31 年度であることから、明日香村を巡る社会情勢変化等を踏まえ、引き続き特色ある歴史的風土を良好な状態で後世に引き継いでいくため、明日香村小委員会において審議を行っています。

※明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法

記

1. 日 時：平成 31 年 1 月 21 日（月）10：00～12：00
2. 場 所：国土交通省 6 階都市局局議室（618 会議室）
（東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館）
3. 議 題：① 現地視察について報告
② 明日香村をめぐる現状・課題と対応方針（案）について
③ その他
4. 委 員：別紙のとおり
5. 取材等
 - ・ 報道関係者に限り、取材（傍聴・カメラ撮り）可。カメラ撮りは、会議の冒頭（挨拶まで）のみといたします。
 - ・ 取材を希望される場合は、1 月 18 日（金）15：00 までにご所属、お名前、ご連絡先を下記問い合わせ先まで申込みください。なお、会議室の収容人数を超える場合は、申込み先着順といたします。
 - ・ 配布資料及び議事録は後日、国土交通省 HP に掲載いたします。なお、第 1 回小委員会の資料等については、国土交通省 HP に掲載しております。
(http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/s204_asukamura30_01.html)

問い合わせ先

国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室 富所、煙山 とみどころ けむやま
電話 03-5253-8111（内線：32983、32988）、03-5253-8954（直通）
FAX 03-5253-1593